

第3章 豊かな自然環境の保全

1 生物多様性の確保と森林・農地の保全と活用

(1) 飯綱高原の豊かな自然復元

①飯綱高原の豊かな自然復元基本調査

市北西部に位置する飯綱高原は、市街地から約9km、標高約900～1,100mの緩やかな起伏を持つ高原状の地形で、大座法師池をはじめ10余の池沼が点在し、すぐれた景観と豊かな自然が残存する高原として高く評価されていることから、飯綱高原の保全と豊かな自然を復元するため、次の調査を行いました。

この調査は、従来の施策で欠如していた科学的な知見に基づき、自然の生態系を踏まえ、現況調査の結果から保全対象を明らかにするものであり、より豊かな自然景観の創出と自然環境の保全・復元に役立てていきます。

[調査の概要]

- 調査期間 平成元年度～4年度
- 調査範囲 飯縄山頂（1,917m）からおおむね標高900mまで
面積 約2,500ha
- 調査項目
 - A 学術調査
 - ・自然環境（気象、地形、地質、陸水、動植物、景観）
 - ・社会環境（人口、土地利用状況、交通量、住民意向等）
 - B 復元施策調査
 - ・保全対象の選定（保全上重要な地域、保全上着目すべき種）
 - ・保全・復元施策（飯綱高原全体の保全、景観の保全）

②実験林事業

飯綱高原の自然を保全・復元していくため、平成元年度から実験林を設置して、有識者の指導のもと、森林の管理方法の実験や生育状況を観察しています。この実験林には、カラマツ、ドイツトウヒ、アカマツなどの針葉樹林と、シラカバ、ミズナラ、ハンノキなどの広葉樹林があり、飯綱高原の将来の望ましい森林のあり方を知るために、6区域・10プロットに分類し、森林育成の実験を行っています。

また、飯綱高原森林博物館として一般公開しており、市民の散策や環境学習の場として活用するため、遊歩道の整備を行っています。

平成29年3月に、実験・観察報告書が提出されたことから、地元住民や有識者を対象としたワークショップを開催し、管理活用方法について検討しました。平成30年度は、ワークショップでの提案に基づき、隣接する大谷地湿原と一体的に活用することを目指した計画を作成しました。令和元年度は、台風により被害を受けたドイツトウヒ林の整理を行いました。

③大谷地湿原保全・再生事業

飯綱高原の大谷地湿原は、かつてリュウキンカなど多様な湿性植物が広い範囲で生育する湿原でしたが、ヨシの被圧などによる乾燥化や森林化が進んでいることから、平成26年度から復元に向けた実験・調査を行いました。平成29年には実験・調査結果に基づいたヨシの刈り払い等の保全活動を行い、平成30年度には、さらに地元関係団体などと協働して保全活動を行うことができました。令和元年度は、業務委託により保全活動を行いました。令和2年度は、連携協定を活用し、長野工業高等専門学校に委託して大谷地湿原保全管理の手法について調査研究を行いました。

(2) 自然環境保全の地域

優れた自然を保護・保全し、適正な利用を図るため、自然公園法、長野県自然環境保全条例及び長野市自然環境保全条例により、次の地域が指定され、その保護・保全を図っています。

①自然公園〔自然公園法〕

自然公園には、日本を代表する傑出した自然風景地を国が保護管理する国立公園、国が指定し都道府県が管理する国定公園、都道府県が指定する県立自然公園があります。平成27年3月に「上信越高原国立公園」から一部分離独立し「妙高戸隠連山国立公園」が誕生し、市内では飯縄山から戸隠山にかけての山麓一帯がその特別地域に指定されています。

また、大岡地区の聖山一帯が聖山高原県立自然公園に指定されています。

国立公園特別地域内において工作物の新築や木竹の伐採等を行う場合は、環境大臣若しくは知事への許可申請または届出が必要になります。また、公園計画に基づく公園事業についても、承認若しくは認可が必要になります。

平成27年3月に32番目の国立公園として、本市を含む2県6市町村にまたがった「妙高戸隠連山国立公園」が誕生しました。平成28年7月には、同国立公園の官民の協働型管理運営を目指し、関係者による連絡協議会を設立しました。平成30年度は、保全・活用に向けた管理運営計画の検討に加え、ホームページやFacebookを開設し情報発信の強化を図りました。令和元年度は、引き続き関係団体との協議を行いました。

◇妙高戸隠連山国立公園

指定年月日 平成27年3月27日

全体区域面積 39,772 ha

◇聖山高原県立自然公園

指定年月日 昭和40年7月8日

全体区域面積 2,150 ha

②自然環境保全地域〔長野県自然環境保全条例〕

自然環境保全地域は、地形若しくは地質が特異であって、動植物を含む自然環境がすぐれている地域を保全するために、国又は県が指定します。市内では、飯綱高原にある逆谷地湿原が県の自然環境保全地域に指定されています。

この地域の特別地区内において工作物の建設や土地の形質変更等を行う場合は知事の許可、普通地区内において同様の行為を行う場合は知事への届出がそれぞれ必要になります。

なお、特別地区内は野生動植物保護地区にも指定されており、野生動植物の捕獲や採取等が禁止

されています。

◇逆谷地湿原	
指定年月日	平成12年 3月21日
位 置	長野市及び飯綱町
面 積	7.56ha

③郷土環境保全地域〔長野県自然環境保全条例〕

郷土環境保全地域は県が指定するもので、郷土的又は歴史的な特色のある区域や熟成した自然環境を形成しているということで、市内では次の2区域が指定されています。

この地域内において工作物の建設や土地の形質変更等を行う場合は、知事への届出が必要になります。

◇旭山（市街地周辺の森林）	
指定年月日	昭和54年10月 1日
位 置	長野市旭山
面 積	66.31ha
◇川柳将軍塚（郷土的・歴史的地域）	
指定年月日	昭和55年 3月31日
位 置	長野市篠ノ井
面 積	34.80ha

④大規模開発調整地域〔長野県自然環境保全条例〕

良好な自然環境を維持し、自然環境に及ぼす影響を最小限にとどめるため、国立公園などを除いた市内全域が指定されています。

この地域内において、工作物やゴルフ場の建設等を行う場合は、知事への届出が必要になります。なお、届出に際し、事業者、県、関係市町村と協議した上、自然保護協定を締結しています。また、一定規模以上の開発については、事前に自然環境影響調査の実施が必要になります。

⑤飯綱高原〔長野市自然環境保全条例〕

良好な自然環境を保全するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、豊かな自然との共生を図ることを目的として、平成15年6月に長野市自然環境保全条例を制定しました。

また、長野市自然環境保全条例に基づき、特に自然環境がすぐれている地域や野生動植物の生息地等自然環境の保全が必要な地域として、飯綱高原(おおむね標高 900～1,100mの飯綱高原一帯)を自然環境保全地域に指定しています。

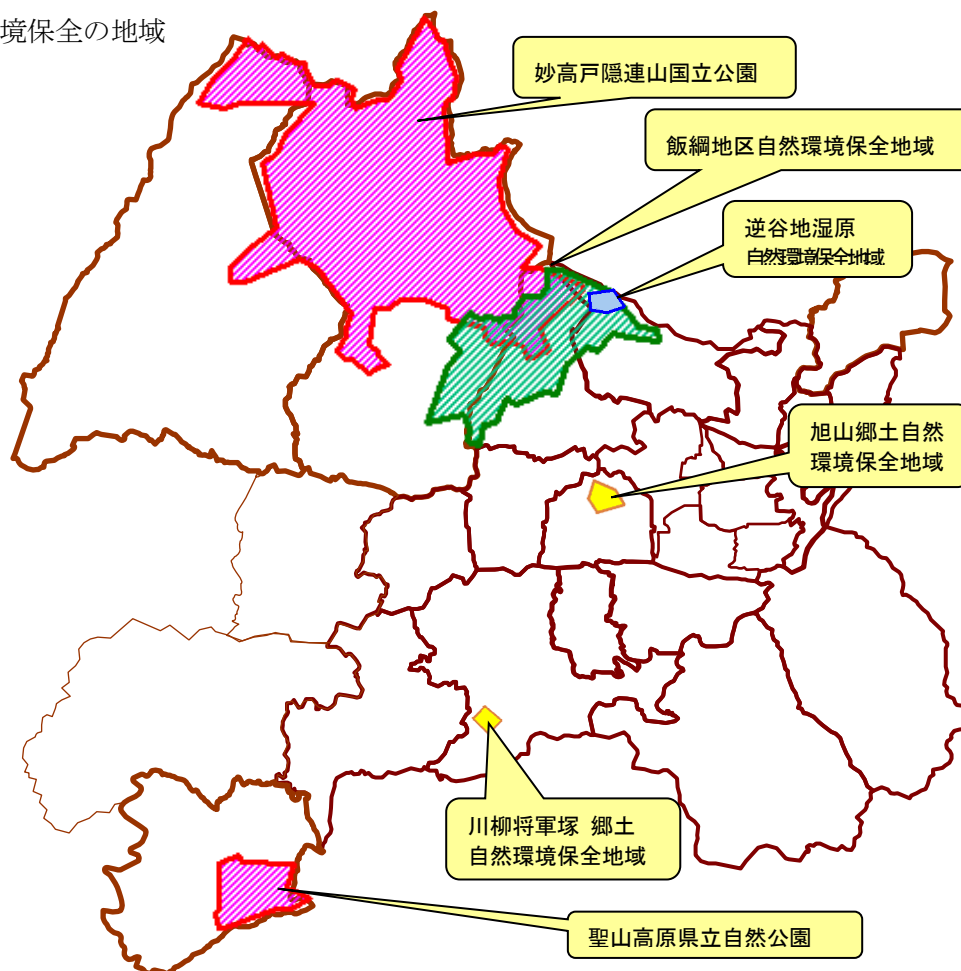
この地域内において建築物などの工作物の建設や土地の形状変更等を行う場合は、市長の許可が必要になります。

◇飯綱高原自然環境保全地域	
指定年月日	平成15年 9月 1日
面 積	1,380.60 ha

●自然環境保全地域内行為許可申請件数

行為の種類 \ 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	計
工作物の新築等	24	19	9	6	8	7	10	12	6	3	5	109
土地の形質変更	1	2		3	2	2	1	1			2	14
土石の採取		1			1			1			1	4
木竹の伐採	1	3	2	3	1	2	1	1	1		3	18
井戸の掘削		1								1		2
排水放流・地下浸透	4	6	1	2	3	2	2	2	1	5	4	32
合 計	30	32	12	14	15	13	14	17	8	9	15	179

●自然環境保全の地域



※ 国立公園や各環境保全地域等において、動植物の保護や事故の防止等に関する利用者への指導、適切な情報の収集及び自然環境の保全のため、自然公園指導員や県自然保護レンジャーが活動を行っています。また、市内全域では自然環境保全に関する情報の提供や普及啓発を推進するため、長野市自然環境保全推進委員が活動を行っています。

(3) 妙高戸隠連山国立公園連絡協議会

平成27年3月に32番目の国立公園として、本市を含む6市町村にまたがった「妙高戸隠連山国立公園」が誕生しました。平成28年7月に、同国立公園の協働型管理運営を目指すため、国、長野、新潟の両県と長野市を含む6市町村、観光協会、民間事業者などで連絡協議会を設立しました。平成30年度は、保全・活用に向けた管理運営計画の検討に加え、ホームページやFacebookを開設し情報発信の強化を図りました。令和2年度は、引き続き関係団体との協議を行いました。

(4) 環境に与える影響評価（調査）等

開発行為が環境に与える影響について事前に評価（調査）し、貴重な動植物の保護や水・大気などの環境保全を図り、環境に配慮した事業に誘導するための制度として、環境影響評価法、長野県環境影響評価条例及び長野市自然環境保全条例があり、対象事業として該当する場合にはそれぞれ手続きを行う必要があります。

また、ゴルフ場については、長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱による総量規制等、ゴルフ場農薬については、農薬取締法や県のゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱による排出水の農薬濃度の測定等をそれぞれ行う必要があります。

(5) 野生鳥獣の保護

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づき指定されている、鳥獣保護区では狩猟が禁止されており、市内では6か所指定されています。

鳥 獣 保 護 区	面積（単位：ha）
大峰山鳥獣保護区	111
聖山鳥獣保護区	1,674
戸隠鳥獣保護区	531
戸隠山鳥獣保護区	4,582
奥裾花鳥獣保護区	3,315
奥裾花峡鳥獣保護区	2,200

(6) 天然記念物の指定

天然記念物には、動物、植物、地質鉱物の3種類があり、学術上価値の高いものとして、それぞれ国・県・市が指定しています。

市内では、国指定1件、県指定16件、市指定70件の計87件が指定されています。

(7) 「信州の名水・秘水」の認定

市内では、長野県から「お種池」が認定されています。

名 称	お種池（おたねいけ）
認定日	平成22年1月28日
所在地	長野市大岡丙
区 分	湧水・池
特 徴	天然ブナ林に囲まれ地域の誇りの湧水

(8) 自然環境保全施策 「大切にしたい長野市の自然」発行

生物多様性の確保及び希少野生生物の保護を図るため、市内の希少動植物などの分布状況を含め環境資源について掲載した「大切にしたい長野市の自然」を発行しています。学術的価値が高い種については、国や県のレッドデータブックに掲載されているため、「かつて身近で普通に見られたのに、今ではなかなか見ることができなくなった」動植物を中心に掲載しています。また、希少動植物だけを掲載するのではなく「人々の生活と関わってきた生きもの」、「地形・地質」、代表的な「湧水」や特色ある「地域」も併せて掲載しています。『本編』よりひと回り小さく携帯しやすい『フィールド版』も作成し、一般の方の自然散策時にも使いやすくしたことで普及を図っています。

また、平成17年と平成22年に計6町村と合併したことにより豊かな自然環境を引き継いだため、本編の内容を見直した「改訂版」を作成し、『本編』『フィールド版』ともに、平成25年3月に発刊しました。

なお、「大切にしたい長野市の自然」は、自然環境の保全を図るための基礎資料として施策に生かし、自然との共生について学ぶ環境学習等の機会に活用しています。